

運輸審議会運輸安全確保部会

1. 日 時

平成29年3月29日（水）13:55～14:40

2. 場 所

国土交通省 2号館16階 運輸安全会議室

3. 出席者

<委員・専門委員>

原田尚志（部会長）、松田英三（部会長代理）、山田攝子、
小松原明哲、酒井ゆきえ、佐々木司

<国土交通省>

大臣官房運輸安全監理官室：三上運輸安全監理官ほか
運輸審議会審理室 川崎調査官ほか

4. 議事概要

運輸安全マネジメント制度の今後のあり方についての運輸審議会運輸安全確保部会取りまとめ案等について、大臣官房運輸安全監理官より報告を聴取した後、意見交換及び質疑等を行った。同取りまとめ案については、委員・専門委員からの意見を踏まえた修正を反映したものを後日各委員・専門委員にご確認いただき了承いただくこととなった。

主な意見・質疑等は以下のとおり。

委員・専門委員：取りまとめ（案）の2ページ目の下から3～4行目に、（情報通信技術が）「運輸事業の安全管理にどのような影響を与えるか」という文言があるが、「影響」というとネガティブな印象も与えかねないので、「効果」としてはどうか。
運輸安全監理官：御指摘を踏まえ、検討する。

委員・専門委員：取りまとめ（案）の4ページ目の（2）の2段落目の文章が分かりにくいと思う。第一当事者事故を惹起した中でさらに安全性が低いようなものを対象にするとも読めるし、第一当事者事故を惹起した事業者というのはより安全性のレベルが低いと認められるので第一当事者事故を惹起した事業者を対象にするとも読める。

運輸安全監理官：第一当事者事故を惹起してそれに基づいて監査に入った結果行政処分を受けた事業者は、より安全性のレベルが低いと認められるので、当該者を対象にするという趣旨である。御指摘を踏まえ、表現を工夫したい。

委員・専門委員：取りまとめ（案）3ページ目で、平成25年からこれまでの間に運輸安全マネジメント評価を行ったのが約700者であるのに、今後5年間で残りの約3400者に対する評価を実施するとしているが、本当に実現可能なのか。実現可能なのであれば、その根拠を少し書き込むとよいと思う。

運輸安全監理官：本省において5年間で約3400者に対する評価を実施するための専従のチームを作り、対応することを考えている。御指摘を踏まえて、書きぶりを検討する。

委員・専門委員：取りまとめ（案）3ページ目の2.に「安全管理体制の構築について未だ取組の途上にある運輸事業者」とあるが、「取組の途上にある」とは具体的にどのようなレベルなのか。

運輸安全監理官：例えば、法令遵守も含めて全く取り組んでいない事業者に対しては、監査で是正を求めていくことになる。ここでは、安全管理体制の構築に少しでも着手している事業者を念頭に記載をしている。意識はあるけれど具体的な取組が進んでいない、又はどう取り組めばよいのか分からないといった事業者が少なくない。

以上